

令和7年度富山県公立学校  
Google Chromebook 学習者用等端末一式の導入業務（購入・リース）  
公募型プロポーザル実施要領

富山県 GIGA スクール推進協議会 座長

## 1 趣旨

本要領は、令和7年度富山県公立学校 Google Chromebook 学習者用等端末一式の導入業務（購入・リース）の受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

## 2 事業の概要

### (1) 業務名

令和7年度富山県公立学校 Google Chromebook 学習者用等端末一式の導入業務（購入・リース）

### (2) 業務内容

別紙「令和7年度富山県公立学校 Google Chromebook 学習者用等端末一式の導入業務（購入・リース）業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

なお、リースの市町村に関しては、端末販売事業者がプロポーザルの際に提出した参考見積書の価格を基に市町村と事業者で協議した価格で、市町村の選定したリース事業者に端末を販売することとする。

### (3) 業務期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

## 3 購入費の上限額

1台あたりの合計額は50,000円（消費税及び地方消費税を除く）を超えない額とする。このうち、県の基金からの補助を除く金額は、1台あたり16,667円（消費税及び地方消費税を除く）を超えない額とする。

参考見積書の1台あたりの「合計額」又は「県の基金からの補助を除く金額」のいずれかが上限額を超える場合は失格とする。

文部科学省の公式ホームページ

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/mext\\_02624.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_02624.html)) 等で、「基金による1人1台端末の更新」のスキーム及び補助対象となる経費について十分に確認の上、提案すること。

ただし、この上限額とは別に、各市町村との契約手続きの中で、各市町村の規程により予定価格が設定されるものとする。市町村の規程により、予定価格が設定されない場合もある。

本プロポーザルは、共同調達に参加する各市町村及び県補助金の令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。(自治体によっては、令和6年度補正予算等の場合もある)。したがって、各市町村議会において関係予算が可決されなかった場合は、当該市町村の契約は締結しないものとする。県議会において関係予算が可決されなかった場合は、いずれの市町村も契約は締結しないものとする。

また、各市町村の規程により、議会承認を要する場合がある。この場合、各市町村議会において承認がされなかった場合は、当該市町村の契約は締結しないものとする。また、議会承認の都合により、正式契約が令和7年4月議会以降となる市町村がある場合もある。

なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用(準備行為も含む)、提供した知見の対価等については、一切保障しない。

また、契約しない市町村があった場合でも、他の市町村に関しては、提案の条件での契約に応じるものとする。

#### 4 プロポーザルの参加資格

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 本事業を実施するうえで必要な技術と経験を有し、確実に遂行できる体制であること。  
また、端末(ハードウェアキーボード、タッチペン等を含む)を納期までに確実に納入でき、仕様書に記載された全ての内容(Google for Education GIGA スクールパッケージの内容等を含む)を期限までに確実に遂行できること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (5) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと
  - ア 役員等(個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる

者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

(7) 県内に本店又は契約権限を有する営業所等を有すること。

## 5 プロポーザル参加手続等

### (1) プロポーザルへの参加申込み方法

本プロポーザルに参加を予定する場合は、「参加申込書（様式1）」を令和6年12月17日（火）午後5時（必着）までに、「11 提出先・問合せ先」へ電子メールにより送付すること（押印不要、PDF形式）。

必ず電話で着信の確認をすること。また、メールの送信記録は保存しておくこと。

### (2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書（様式2）」へ記入のうえ、令和6年12月16日（月）午後5時（必着）までに、「11 提出先・問合せ先」へ電子メールにより送付すること（Excel形式）。質問内容によっては、回答に時間を要するので、できるだけ早く送付すること。

必ず電話で着信の確認をすること。また、メールの送信記録は保存しておくこと。

電話及び口頭による質問は受け付けない。

質問に対する回答は、プロポーザルに申し込んだ全ての者に対して、質問した事業者名を伏せて令和6年12月20日（金）までを目途に行う。

## 6 提案書等の提出

本プロポーザルへの参加の申込みをした事業者は、次のとおり提案書等の電子データを提出すること。

必ず電話で着信の確認をすること。送信記録は保存しておくこと。

### (1) 提出期限

令和6年12月23日（月）午後5時（必着）

### (2) 提出先及び提出方法

ア 提出先 「11 提出先・問合せ先」に同じ

イ 提出方法 メールで電子データ（PDF 形式）を送付する。必ず電話で着信の確認をすること。なお、提出するファイルの合計容量が 10MB を超える場合は、前日までに事務局に連絡すること。大容量ファイルの送信方法について、別途連絡する。

### (3) 提出書類等

次のア～エの書類を電子データ（PDF 形式）にして、一つのフォルダにまとめて提出すること。使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、プレゼンテーション当日の追加資料の配付及び提出のなかった書類等の提示は認めない。

実機審査のために、提案する学習者用端末の実機 1 台を期限までに事務局（県教育企画課）へ持参すること（電源アダプタや提案するタッチペン、デタッチャブル型の場合はハードウェアキーボード等を含む。）。OS は、最新のバージョンとしておくこと。原則として設定は変更しないこと。やむを得ず設定を変更した場合は、変更した理由及び変更内容を提案書に明記すること。

実機は、納品する状態と同じものを持参すること。

また、アプリケーション（描画キャンバス）を用いてのタッチペンでの筆記、写真撮影、QR コード読み取り等、審査基準に記載の項目の審査ができるようにし、バッテリーは、満充電としておくこと。起動の際に必要なユーザ ID やパスワード等を記載した紙を封筒に入れて端末に添付すること。

なお、受託候補者公告日以降、実機等を回収すること。

### ア 提案書等提出届（様式 3）

#### イ 提案書（様式任意）

##### 書式

- ① A4 縦長又は A4 横長のいずれかに統一し、横書きとすること。タブレット等で参照することを想定し、見やすいレイアウト、文字の大きさ等に配慮すること。また、できるだけ PDF ファイルのサイズを小さくすること。
- ② 提案書本文は 15 ページ以内とし、各ページにページ番号を記載すること。表紙・目次・空白ページは数えない。
- ③ 正通及び副通（正通の提案者情報を黒塗り又は削除したもの）それぞれ 1 ファイルを提出すること。ここでいう提案者情報とは、事業者名、代表者氏名、担当者等の氏名、会社のロゴ、再委託先会社名等の提案者に関する情報をいう。実績や本業務の体制図等の審査基準に記載された内容の審査に必要な情報は副通でも分かるようにすること。副通はタブレット等で参照した際にも、提案者情報が分からないようにすること（副通の文字の上に図形を重ねてある場合等で、文字をコピー、貼り付けすることにより提案者情報が分かることがないようにすること。）  
(以下、同様とする。)

- ④提案書の最初のページには、標題として「令和7年度富山県公立学校 Google Chromebook 学習者用等端末一式の導入業務（購入・リース）公募型プロポーザルに係る提案書」と記載し、その下に事業者名を記載すること。
- ⑤目次には、章・節等の項目番号及び、参照先のページ番号を記載すること。
- ⑥原則として、記載事項の順序は、「令和7年度富山県公立学校 Google Chromebook 学習者用等端末一式の導入業務（購入・リース）公募型プロポーザル 審査基準」の順序にすること。記載の順序及び記載事項の変更等は、極力行わないこと。
- ⑦提案内容は、全て実現できるものとし、根拠も含めてできる限り具体的に記載すること。なお、納入完了時に提案内容が実現できない場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者の負担とする。
- ⑧定量的に表すことが可能な場合は、その数値をできる限り記載すること。
- ⑨ 価格点については、「7 審査方法及び審査決定」に記載のとおり算出されるので、参考見積書に記載の金額は、提案書には記載しないこと。ただし、審査基準に記載された「タッチペンを紛失・破損した際に、自治体又は保護者が調達する方法及びその際の価格」「バッテリー交換の方法及びその価格」等は、提案書に記載すること。

#### ウ 必須要件確認表（様式4）

正通及び副通それぞれ1 ファイルを提出すること。

##### ①可否欄

要件ごとに、以下の区分により、記号を記入すること。

- ・当該要件が実現可能な場合・・・・・・・・・・○
- ・当該要件が実現不可能な場合・・・・・・・・・・×

※可否欄に、○が記入してある要件は、実現できるものとみなす。なお、必須要件は1件でも実現できない場合は失格となるので、留意すること。

##### ②頁欄

要件に関して記載した提案書のページを記入すること。

#### エ 参考見積書（様式5）（以下「見積書」という。）

正通及び副通それぞれ1 ファイルを提出すること。

※金額には、本業務に関わる全ての費用を含むこと。

※消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

### 7 審査方法及び審査決定

- (1) 総合評価点が最も高かった事業者を受託候補者とし、次に高かった事業者を次点者とする。総合評価点が同点の場合は、技術点の高い方を受託候補者とする。総合評価点の配分及び計算式は次のとおりとする。受託候補者との契約に向けた交渉が整わなかった場合、次点者と交渉を行う。

総合評価点（1200点）＝技術点（900点）＋価格点（300点）

技術点：提案書、プレゼンテーション及び実機審査により「令和7年度富山県公立学校 Google Chromebook 学習者用等端末一式の導入業務（購入・リース）公募型プロポーザル 審査基準」を基に評価する。  
全審査委員のうち、各事業者に最高の点数を付けた審査委員1名及び最低の点数を付けた審査委員1名の点数を除いた審査委員の平均点を算出し、小数第2位を四捨五入したものを技術点とする。技術点の満点が900点でない場合は、900点満点に換算する。

技術点（900点満点）の5割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、受託候補者とししない。

価格点：見積価格及び上限額を基に算出する。

価格点＝（1－見積価格／上限額）×300点  
小数第2位を四捨五入し、価格点とする。

(2) 提案書で表現しきれない部分についての説明のため、プレゼンテーションを実施する。  
参加申込書提出事業者数が多い場合、プレゼンテーション審査を適正に実施するため事前に書面審査を実施し、書面審査の上位事業者によりプレゼンテーション審査を実施する場合がある。参加申込書提出事業者数が1者の場合であってもプレゼンテーション審査を実施する。

ア 実施日時 令和7年1月中旬～下旬頃

イ 実施場所 富山市内 ※後日個別に連絡

※ 感染症の状況等によっては、オンラインで実施する場合もある。

ウ その他

(ア) プレゼンテーションは、参加申込書を提出した順に実施する。

(イ) プロポーザル参加者ごとのプレゼンテーションの持ち時間は、1者当たり30分間程度（説明20分間以内、質疑応答10分間以内程度）とする。

(ウ) プレゼンテーションには、参加申込書に記載された主任担当者（導入の際の主任担当者となる予定の者）は必ず出席すること。出席者は、1者当たり3名までとする。

(エ) 会場に準備されたテレビ又はプロジェクター（HDMI接続）を使用してもよい。ただし、提出された提案書（副通）、必須要件確認表（副通）以外の書類等の提示や配付は認めない。

- (3) 審査結果は、後日、書面で通知する。また、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

## 8 契約

受託候補者と各市町村とは、個別に契約を締結する。契約内容等については、協議の中で、提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

受託候補者と協議が整わなかったときは、次点者と協議し、契約する。

## 9 その他留意事項

- (1) 提出する案は、参加事業者1者につき1案とする。
- (2) 次に掲げる場合については、提案を無効とする。
  - ア 所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
  - イ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (3) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とする。
- (4) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。(様式は任意)
- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) もし提案内容に不整合があった場合は、市町村に有利な内容を正とする。
- (7) 業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、市町村に帰属するものとする。
- (8) 市町村(県立特別支援学校分は県)の規程により、契約時に契約保証金が必要となる場合がある。
- (9) 次のいずれかに該当するときは、受託候補者又は次点者としての決定を取り消す。
  - ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
  - イ 審査委員又はその関係者に接触を求めると、評価の公平性を害する行為を行ったと認められるとき。
  - ウ 事業者の決定後、経営状態の変化又は著しく社会的信用を損なう行為等により、本提案の履行が困難であると県が判断したとき。

## 10 調達スケジュール(予定)

令和6年11月29日(金曜日)	プロポーザル公告、募集開始
令和6年12月16日(月曜日)午後5時	質問書提出締切り
令和6年12月17日(火曜日)午後5時	プロポーザル参加申込書提出締切り
令和6年12月23日(月曜日)午後5時	提案書等提出締切り
令和6年12月下旬～ 令和7年1月上旬頃	書面審査(参加申込書提出事業者数が多い場合)
令和7年1月中旬～下旬頃	実機審査のための端末持参期限(持参受付)

	開始日は、別途連絡)
令和7年1月中旬～下旬頃	プレゼンテーション審査、実機審査
令和7年1月下旬	受託候補者の決定
令和7年1月下旬頃～	仮契約（各市町村の規程・事情により、仮契約が令和7年4月以降となる市町村がある可能性がある。）
令和7年2月～	各市町村の2月（3月）議会で承認 （各市町村の規程・事情により、議会承認が令和7年4月以降となる市町村がある可能性がある。また、議会承認を必要としない市町村がある可能性もある。）
令和7年2月～	契約締結（各市町村と事業者で。リースの場合はリース事業者も。）
令和7年9月30日	納期（最終）

11 提出先・問合せ先

富山県 GIGA スクール推進協議会

（事務局）

富山県教育委員会教育企画課 ICT 教育推進係

谷川

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

E-mail : akyoikukikaku@pref.toyama.lg.jp

TEL : 076-444-4511